

特許権	判決年月日	令和元年 7 月 22 日	担当部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(行ケ)第 1 0 0 5 5 号		
○ 発明の名称を「散乱光式煙感知器」とする発明について，進歩性を欠如するとはいえないとした事例。				

(事件類型) 審決 (無効・一部不成立) 取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法 29 条 2 項

(関連する権利番号等) 特許第 4010455 号

判 決 要 旨

1 本件は、名称を「散乱光式煙感知器」とする発明に係る特許の無効審判請求について、審決が、引用発明に基づく進歩性欠如を認めて本件発明 1～6，8 に係る特許を無効としたため、これを不服とする原告（請求人）が審決取消訴訟を提起した事案である。

本件の主たる争点は、取消事由 1 に関し、引用発明の認定の誤りである。

2 本判決は、次のとおり判示して、特許を無効とした部分を取り消した。

(1) 甲 1 文献に記載された引用発明に関し、当事者間に争いのない、「引用発明の争いのない構成」の煙検知装置について、甲 1 文献に、「n) 長波長光からの振幅信号と短波長光からの振幅信号との比を比較することにより煙粒子の大きさを判定し、」との構成が開示されているかが問題となる。

甲 1 文献には、「短波長光は、大小の粒子いずれの場合にも、相対的に等しい振幅信号を生成することになる」という記載があり、この記載は上記構成の根拠となる「したがって、信号の比を比較することにより、粒子が大きい小さいかを判定することができる。」という記載の前提となっている。

しかし、レイリーの理論から、「短波長光は、大小の粒子いずれの場合にも、相対的に等しい振幅信号を生成することになる」ということはできず、この記載を甲 1 文献のその他の記載と整合的に説明することはできない。

また、ミー散乱領域を考慮したとしても、「短波長光は、大小の粒子いずれの場合にも相対的に等しい振幅信号を生成する」ということはできない。

そして、他に上記記載が成り立つことを裏付けるに足りるような根拠を見出すこともできないから、結局、「短波長光は、大小の粒子いずれの場合にも相対的に等しい振幅信号を生成する」との記載を甲 1 文献のその余の記載と整合的に説明することはできないものといわざるを得ない。そうすると、当業者は、甲 1 文献から、引用発明の争いのない構成において「長波長光からの振幅信号と短波長光からの振幅信号との比を比較することにより煙粒子の大きさを判定」するという技術的思想を認識することはできないものというべきである。

(2) 以上のとおりであるから、本件発明 1 と引用発明は、相違点 1 のほかに、「本件発明 1 は、前記第 1 発光素子による煙の散乱光量と、第 2 発光素子による煙の散乱光量とを比

較することにより煙の種類を識別する構成を有するのに対し、引用発明はこのような構成を有しない点」も相違点とするものといえる。